

自走式クレーン車両テント車庫整備工事 仕様書

第1章 総則

1. 業務名

自走式クレーン車両テント車庫整備

2. 目的

本工事は、利島村が所有する吊り上げ自走式クレーン車両等を、風雨等から保護し、常時良好な状態で保管するものです。これにより、地域内物流業務への迅速な対応体制を確保することを目的として、自走式クレーン車両等を格納するテント車庫を整備するものである。

3. 履行場所

東京都利島村 1694-1 および 1695-1

4. 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

5. 適用

本工事の施工にあたっては、本仕様書及び本市が別途貸与する設計図書（図面、特記仕様書、数量計算書等の一式。以下「設計図書」という。）の定めるところによる。

本仕様書と設計図書の間に相違がある場合、または疑義が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けること。

本仕様書及び設計図書に定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）の規定を適用する。

施工にあたっては、建築基準法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連する全ての法令、条例等を遵守すること。

第2章 工事内容

1. 準備工事

工事着手に先立ち、安全かつ円滑な施工を確保するため、以下の準備工事を行うこと。詳細は設計図書による。

- (1) 敷地内の樹木等の伐採、伐根、及び処分
- (2) 工事区域周囲への仮囲い(バリケード)及び工事用標識の設置
- (3) 近接する架空電線に対する電線防護管の設置（電力会社等との協議を含む）

第2条（造成及び基礎工事）

設計図書に基づき、以下の工事を行うこと。

- (1) 切土、盛土、埋め戻し、根切り、砕石地業等の土地造成
 - (2) 鉄筋コンクリート造基礎工事（捨てコンクリート、型枠、鉄筋、コンクリート打設）
- ※ コンクリートの設計基準強度【例： $F_c=24\text{N/mm}^2$ 】及び鉄筋の規格【例：SD295】は設計図書を厳守すること。
- (3) 車庫内部の土間コンクリート工事（ワイヤーメッシュ敷設含む）

第3条（テント車庫本体工事）

設計図書に基づき、以下の膜構造建築物を築造すること。

- (1) 構造・規模：膜構造建築物（建築基準法告示第666号適合）
寸法：間口（W）8.0m × 奥行（L）16.0m × 軒高（H）5.5m（延床面積128㎡）
- (2) 鉄骨フレームの製作及び組立
※ 塗装仕様【溶融亜鉛メッキHDZT49】は設計図書を厳守すること。
- (3) 膜材の製作及び展張
※ 膜材は、設計図書に示す防炎性能、耐候性、材質、色調を有するものとし、施工前に材料承諾願を提出し、監督職員の承諾を得ること。
- (4) 金属工事、左官工事、その他本体建築に係る一切の工事

第4条（外構及び舗装工事）

設計図書に基づき、以下の工事を行うこと。

- (1) 建物周囲の犬走りコンクリートタタキ仕上げ
- (2) 進入路及び駐車スペースのコンクリート舗装
- (3) 縁石工事
- (4) 指定範囲の砂利敷き

第5条（囲障工事）

設計図書に基づき、以下の工事を行うこと。

- (1) 土砂対策壁（擁壁等）工事
- (2) 造成法面の保護マット張り

第3章 施工条件

第1条（段階確認）

受注者は、次に掲げる施工段階において、事前に監督職員に報告し、臨場又は写真による確認を受けなければならない。監督職員の確認を受けずに次工程に着手してはならない。

- (1) 根切り底及び地業完了時
- (2) 基礎配筋完了時
- (3) 鉄骨製品検査（工場）及び建て方完了時
- (4) 監督職員が特に必要と認める工程

第2条（安全管理及び近隣対応）

受注者は、常に工事の安全に万全を期し、労働安全衛生法及び関連規則を遵守した安全管理体制を確立すること。

工事期間中は、工事車両の誘導及び第三者の安全確保のため、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

騒音、振動、粉塵等が発生する作業については、事前に作業日時を近隣へ周知するとともに、作業方法や時間を工夫し、周辺環境への影響を最小限に留めるよう努めること。

第3条（発生材等の処理）

本工事に伴い発生する建設発生土（残土）、コンクリート塊、伐採木等の建設副産物は、関連法令に基づき適正に分別し、処理・処分すること。

建設発生土（残土）は、設計数量に基づき全て島外へ搬出し、適正に処理すること。その運搬及び処分に要する一切の費用は、契約金額に含むものとする。

産業廃棄物の処理にあたっては、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を適正に交付・管理し、工事完了後に写しを監督職員に提出すること。

第4条（現場条件との不一致等）

工事施工にあたり、設計図書と現場の状況が一致しない場合、または設計図書に示されていない地中障害物を発見した場合は、直ちに作業を中断し、監督職員に報告し指示を受けること。

前項の対応に要する費用等については、別途協議の上、地方自治法施行令第167条の規定に基づく設計変更の手続きを行う。

第4章 提出書類等

第1条（官公庁手続き）

本工事の施工に必要となる建築確認申請、道路使用許可申請等の官公庁への諸手続きは、受注者の責任と費用負担において遅滞なく行うこと。

第2条（提出書類）

受注者は、監督職員に対し下記の書類を提出し、承諾を得なければならない。

- (1) 着手時： 工程表、現場代理人等指定通知書、施工計画書（品質管理計画、安全管理計画を含む）、建設業退職金共済組合加入証等の写し
- (2) 施工中： 使用材料承諾願、各種試験成績表、施工図、製作図、工事打合簿、月間工程表、その他監督職員が指示する書類
- (3) 完了時： 工事完成届、完成写真、完成図書（製本【2】部、電子データ（PDF形式）一式）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）写し、各種保証書

第3条（成果品の保証）

受注者は、契約不適合責任とは別に、メーカーによる品質保証がある製品（テント膜材、電動シャッター等）については、引渡し時に保証書（正本）を発注者に提出すること。

第5章 その他特記事項

第1条（契約不適合責任）

本工事の目的物に契約の内容に適合しない点（契約不適合）があった場合、民法及び地方自治法の規定に基づき、受注者はその責任を負うものとする。契約不適合責任期間は、引渡しの日から2年間とする。

第2条（工事保険）

受注者は、自己の費用と責任において、本工事を対象とした建設工事保険及び第三者賠償責任保険に付保し、その証書の写しを契約後速やかに監督職員に提出すること。

第3条（協議）

本仕様書及び設計図書に定めのない事項、又は本工事の施工上生じた疑義については、その都度、監督職員と協議し、その指示に従うこと。